

原発に関する区議会決議を求める陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 213 号

受理年月日 平成 26 年 9 月 25 日

付託年月日 平成 26 年 10 月 28 日

陳情者 . . . . .  
. . . . .  
. . . . .

陳情原文 東京電力福島第一原発の大事故は、放射能汚染を日本全国に広げ、いまだに事故収束も原因究明もなされていません。さらに福島第一原発の放射能汚染水の問題は、深刻化し汚染が広がっています。このような状況で、各電力会社の原発の安全確認が不十分にもかかわらず、柏崎・刈羽原発などの再稼働の審査申請することは許されません。日本のエネルギー政策についても、国民的論議を十分に深めることが必要です。いま緊急に求められていることは、原発事故の被害者に対して、十分な補償を政府と東京電力がおこなうことです。そして福島第一原発敷地内の放射能汚染水をこれ以上敷地内と海に広めないように国内外の専門家の英知を結集し、政府が全面的にとりくむことです。そこで江戸川区議会が下記の項目を決議し、政府や原子力規制委員会など政府機関へ要望することを陳情します。

記

- 1 原子力発電所の再稼働と輸出は、おこなわないこと。
- 2 日本のエネルギー政策は、原子力発電に依存せず再生可能エネルギーへ変換すること。
- 3 東京電力福島第一原発事故の被害者には、差別のない補償を全面的におこなうこと。
- 4 東京電力福島第一原発の廃炉作業は、放射能汚染を広めることなくすすめること。